

柳井市立柳井中学校部活動運営方針

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針等の策定等

○ 校長は、柳井市教育委員会作成の「部活動(運動部・文化部)の在り方に関する方針」に則り、「部活動運営方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成して校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

○ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正する。

○ 教員の部活動指導について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

○ 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理・事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、生徒の入退部等については、学校の組織全体で管理する。

○ 部活動顧問は、団体により作成される指導手引等を活用して、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導が実施できるようにする。

3 適切な休養日等の設定

○ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設定する。(平日は1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)なお、本校においては平日の休養日を原則として水曜日に位置付ける。

○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。

○ 朝練習については、原則禁止とする。ただし、校長が大会前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとする。しかし、その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の運営

○ 校長は、教員の負担が過度にならない範囲内で、生徒や保護者の部活動に関する多様なニーズに応じた活動、実施形態を工夫する。

○ 部員数の減少等、本校単独での活動が困難な部においては、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、合同チーム等での取組に配慮する。

(2) 地域との連携等

○ 校長、部活動顧問は、生徒のスポーツ環境、文化的環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境の在り方について研究を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

各学校の部が参加する大会は、学校団体（中体連、中文連等）の主催もしくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、生徒の教育上の意義や生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて決定する。

6 部活動中における安全管理と事故防止

- 校長は、部活動の指導・監督、監視体制を整え、安全対策の整備及び危機管理マニュアルの見直しと全職員への周知を徹底する。
- 部活動顧問は、適切な健康観察を行い、体調がすぐれない生徒に対して、活動内容を制限するか、休養させるなど適切な対応を取る。また、生徒自身が、日頃から自分の健康管理について関心や意識をもつように指導する。
- 校長及び部活動顧問は、部活動で使用する施設について、設備・用具等の点検項目を作成し、定期的に点検・補修を実施する。